

# 福井市指定訪問型予防給付相当サービス及び指定訪問型基準緩和サービス（A型）事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この要綱は、福井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「市実施要綱」という。）第4条別表に規定する第一号訪問事業のうち、訪問型予防給付相当サービス（以下「訪問型相当サービス」という。）及び訪問型基準緩和サービス（A型）（以下「訪問型A型サービス」という。）の人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「ガイドライン」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「国実施要綱」という。）、平成30年度介護報酬改定前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧介護予防サービス等の基準」という。）、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準（平成11年9月17日老企第25号。以下「基準解釈通知」という。）、平成30年度介護報酬改定前の基準解釈通知（以下「旧基準解釈通知」という。）、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第71号。以下「基準告示」という。）、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準について（令和3年

3月19日老認発0319第2号厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長通知。以下「基準告示留意事項通知」という。)、市実施要綱、福井市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱(以下「指定要綱」という。))及び福井市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱(以下「介護予防ケアマネジメント要綱」という。))の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用料 市実施要綱第8条に規定する第一号事業に要する費用に係る対価をいう。
- (2) 第一号事業支給費用基準額 市実施要綱第8条に規定する第一号事業に要する費用の額をいう。
- (3) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第一号事業支給費が利用者に代わり指定事業者を支払われる場合の当該第一号事業支給費に係るサービスをいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤のサービス提供責任者の員数に換算する方法をいう。
- (5) 一定の研修 訪問型A型サービスの従事者を対象に指定事業者等において実施する、別に定める研修をいう。

(事業の一般原則)

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により訪問型相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者(以下「指定訪問型相当サービス事業者」という。))及び訪問型A型サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者(以下「指定訪問型A型サービス事業者」という。))は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型A型サービス事業者は、その事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者そ

の他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型 A 型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型 A 型サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型 A 型サービス事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を 3 箇月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

6 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型 A 型サービス事業者並びにこれらの役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者をいう。）は、福井市暴力団排除条例（平成 23 年福井市条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）若しくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

## 第 2 章 指定訪問型相当サービス

(指定訪問型相当サービスの事業の基準)

第4条 指定訪問型相当サービス事業者から、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型相当サービス事業所」という。）により提供される当該指定に係る訪問型相当サービス（以下「指定訪問型相当サービス」という。）の人員、設備および運営に関する基準は、この章に定めるものを除くほか、旧介護予防サービス等の基準及び旧基準解釈通知が介護予防訪問介護について定めるところに準じるものとする。

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問型相当サービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等（指定訪問型相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護相当サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービスの事業と、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定訪問型相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士又はその他厚生労働

大臣が定める者（平成24年3月13日厚生労働省告示第118号）であって、専ら指定介護予防訪問介護相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該指定訪問型相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護訪問型相当サービスの事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第6条 指定訪問型相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型相当サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 サービス提供責任者（第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節及び次節において同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

（1） 指定訪問型相当サービスの利用の申込みに係る調整をすること。

- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 介護予防支援事業者等に対し、指定訪問型相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身状態及び生活状況等に係る必要な情報等の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等介護予防支援事業者等との連携に関すること。
- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第7条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問型相当サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

（職務体制の確保等）

第8条 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型相当サービスを提供できるよう、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、当該指定訪問型相当サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問型相当サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定訪問型相当サービス事業者は、適切な指定訪問型相当サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第9条 指定訪問型相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第10条 指定訪問型相当サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。
- 3 指定訪問型相当サービス事業者は、当該指定訪問型相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 当該指定訪問型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定訪問型相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定訪問型相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

（掲示）

- 第11条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定訪問型相当サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問型相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（不当な働きかけの禁止）

- 第12条 指定訪問型相当サービス事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等又は法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置



付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはいけない。

(地域との連携等)

第13条 指定訪問型相当サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問型相当サービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問型相当サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問型相当サービスの提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第14条 指定訪問型相当サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問型相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問型相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問型相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第15条 指定訪問型相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問型相当サービス計画
- (2) 旧介護予防サービス等の基準第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 旧介護予防サービス等の基準第23条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 旧介護予防サービス等の基準第34条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 旧介護予防サービス等の基準第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

### 第3章 指定訪問型A型サービス

(基本方針)

第16条 指定訪問型A型サービス事業者から、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型A型サービス事業所」という。）により提供される当該指定に係る訪問型A型サービス（以下「指定訪問型A型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善又は生活機能の維持又は向上を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）において例示される身体介護を含まない掃除、買い物、調理などの生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者等の員数)

第17条 訪問型A型サービス事業者は、指定訪問型A型サービス事業所ごとに、従事者（指定訪問型A型サービスの提供に当たる介護

福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は別に市長が定める一定の研修を受講した者をいう。以下同じ。)について、当該指定訪問型A型サービスの提供を適切に実施するために常勤換算法で1.0以上必要な員数を置かなければならない。

- 2 指定訪問型A型サービス事業者は、指定訪問型A型サービス事業所ごとに、従事者のうち、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者(平成24年3月13日厚生労働省告示第118号)の要件を備える者を1人以上必要な数の者を訪問事業責任者としなければならない。ただし、当該指定訪問型A型事業者が指定指定訪問介護事業者又は指定訪問型相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型A型サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問型サービスの事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合で、訪問型A型サービスの提供に支障がない場合にあつては、サービス提供責任者を以て訪問事業責任者とすることができる。また、訪問事業責任者は利用者に対する訪問型A型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(福井市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月26日条例第44号。以下「地域密着型サービス基準等条例」という。)第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。)又は指定夜間対応型訪問介護事業所(地域密着型サービス基準等条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。)に従事することができる。

(管理者)

- 第18条 指定訪問型A型サービス事業者は、指定訪問型A型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型A型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型A型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備に関する基準)

第19条 指定訪問型A型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型A型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問型A型サービス事業者が、指定訪問介護事業者又は指定訪問型相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型A型サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問型相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項又は旧介護予防サービス等の基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(生活援助の総合的な提供)

第20条 指定訪問型A型サービス事業者は、指定訪問型A型サービス事業の運営に当たっては、第16条に規定する生活援助を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(指定訪問型A型サービスの事業の基準)

第21条 指定訪問型A型サービスの人員、設備および運営に関する基準は、この章に定めるものを除くほか、旧介護予防サービス等の基準及び旧基準解釈通知が介護予防訪問介護について定めるところによるものとする。ただし、運営規定については本要綱第7条、職務体制の確保等については第8条、業務継続計画の策定等については第9条、衛生管理等については第10条、掲示については第11条、地域との連携等については第13条、虐待の防止については第14条を準用する。

## 第4章 委任

(委任)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 第 5 章 雑則

(電磁的記録等)

第 2 3 条 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型 A 型サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型 A 型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年 3 月 31 日までの間、第 9 条、第 10 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。